

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人桜友会

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人桜友会（以下、「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 本規程における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条1項で定める理事及び監事を示す。
- (2) 評議員とは、定款第5条で定める評議員を示す。
- (3) 役員等とは、理事、監事及び評議員を示す。
- (4) 常勤の理事長とは、週平均で4日以上出勤する理事長を示す。
- (5) 非常勤の理事長とは、週平均で4日未満出勤する理事長を示す。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬・会議出席日当・監査日当等の当法人の運営に必要な業務執行の対価であって、その名称の如何を問わない。ただし、当法人の職員として業務を執行し、その対価として支払を受ける職員給与は、本規程における報酬には含まない。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に業務執行の対価として報酬を支給することができる。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、当法人の経営状況等を算定の根拠とし、評議員会の決定を経て次の各号による報酬の区分に応じて支払うものとする。

- (1) 常勤の理事長の報酬は、別表1に定める額
- (2) 常勤の理事長の賞与は、別表2に定める額
- (3) 非常勤の理事長の報酬は、別表3に定める額
- 2 常勤の理事長に対する報酬の額は、次の各号の要素を考慮して評議員会の決定を経て、変更を行うことができる。
 - (1) 勤続年数
 - (2) 出勤日数
 - (3) 業務執行状況
 - (4) 法人の経営状況
 - (5) その他

(会議出席日当)

第5条 当法人の理事会、評議員会に出席した役員等には、別表4に定める額を支給する。

- 2 前項の規定に関わらず、定款第16条2項で定める理事長、及び職員を兼務する役員には会議出席日当を支給しない。
- 3 同日に1項の異なる会議に出席した場合には、1回の出席とみなす。

(監査日当)

第6条 監事が定款第20条で定める監査を実施した場合は、別表5に定める額を支給する。

(旅費)

第7条 役員等が理事長の命を受けて、当法人の運営に必要な出張・研修を行った場合の旅費（交通費・宿泊料・日当）は「役員旅費規程」を準用する。

(報酬等の総額)

第8条 当法人の役員等に支給する報酬等の年間の総額は以下のとおりとする。

- (1) 理事の報酬総額は年間 1,800 万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は年間 120 万円以内とする。
- (3) 評議員の報酬総額は、定款第9条において定められたとおり年間 140 万円以内とする。

(報酬等の支給と控除)

第9条 理事長報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

- (2) 月の途中で理事長に就任したとき、月の途中で理事長を退任（解任も含む）したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給する。
 - 2 常勤の理事長への賞与は、6月と12月に支給するものとし、支給日についてはその都度決定する。
 - 3 会議出席日当、監査日当については、都度支給する。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、第8条3号を除き、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. 平成13年4月1日施行の法人常勤役員報酬規程は廃止する。
2. 平成20年10月1日施行の役員報酬規程は廃止する。
3. 本規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1（常勤の理事長の報酬）

役職名（勤務形態）	報酬の額
理事長（常勤）	月額 600,000 円～1,200,000 円の範囲内で、評議員会の定める額

別表 2（常勤の理事長の賞与）

賞与（6 月）	職員給与規程に準ずる
賞与（12 月）	職員給与規程に準ずる

別表 3（非常勤の理事長の報酬）

役職名（勤務形態）	報酬の額
理事長（非常勤）	出勤 1 回につき 40,000 円

別表 4（会議出席日当）

役職名	日当の額
理事	出席 1 回につき 10,000 円
監事	出席 1 回につき 10,000 円
評議員	出席 1 回につき 10,000 円

別表 5（監査日当）

役職名	日当の額
監事	監査 1 回につき 13,000 円